

ネイルサロン及び
ネイル製品を取り扱う事業所における
JNA化学物質管理自主基準

ネイルサロン(※¹)及びネイル製品を取り扱う事業所(※²)における

JNA 化学物質管理自主基準

第1条 目的

ネイルサービスにおいて使用される除光液やポリッシュ類などのネイル製品には、揮発性溶剤を含む化学物質が配合されており、その取り扱いにおいては、労働安全衛生法における化学物質のリスクアセスメントに基づいた管理が必要とされます。

本基準は、NPO 法人日本ネイリスト協会(JNA)が定める自主基準であり、ネイルサービスに関わる全ての方の安全と健康を守ることを目的に、化学物質のリスクアセスメントに基づいた化学物質管理に関する具体的な指針を定めます。

「ネイルサロン(※¹)及びネイル製品を取り扱う事業所(※²)における JNA 化学物質管理自主基準」

※¹ 「ネイルサロン」とは、ネイルサービスを行う施設をいう。

※² 「ネイル製品を取り扱う事業所」とはネイル製品を扱う教育施設、ネイル製品等の販売所等をいう。

(密閉状態の製品のみでの取り扱い、且つテスターやサンプルの開封をしない場合は除く)

第2条 定義

本自主基準において、以下の用語は次のように定義します。

1. 「化学物質のリスクアセスメント」とは、化学物質などによる危険性・有害性を特定し、それに基づくリスクを見積もり、その結果に基づいてリスク低減措置の内容を検討し、実施する一連の流れをいう。
2. 「化学物質管理者」とは、化学物質のリスクアセスメント全般の事項を管理する者をいう。
3. 「リスク低減措置」とは、問題となり得るリスクを低減させる対策をいう。
4. 「安全データシート」とは、化学物質の危険性や有害性などに関する情報を提供するために、化学物質の提供者が相手方に提供する文書をいい、安全データシートの英語名である Safety Data Sheet の略語で SDS ともいう。
5. 「ラベル」とは、化学物質の危険性や有害性などに関する情報を、容器や包装などに貼り付けたものをいう。

第3条 管理体制

1. ネイル製品を取り扱う事業者は、化学物質を取り扱う事業所ごとに、「JNA ネイルサロン等化学物質管理講習会～化学物質管理者講習に準ずる講習会～」を修了した者の中から化学物質管理者を選任すること。
2. 事業者は化学物質管理者に対して第3項各号に掲げる事項を行うための権限を与え、その氏名を事業所の見やすい場所に掲示し、従業者に周知させること。
3. 選任された化学物質管理者は、化学物質の管理に係る以下の事項の管理を行うこと。
 - (1) ラベル・安全データシートの管理
 - (2) ネイル製品に含まれる化学物質のリスクアセスメントの実施
 - (3) リスクアセスメントの結果に基づくリスク低減措置の検討及び実施
 - (4) リスクアセスメント対象となる化学物質による事故や災害が発生した場合の対応
 - (5) 従業者に対して、上記(1)から(4)までの事項に関する必要な教育の実施
 - (6) リスクアセスメントの結果などの記録の作成・保存、及びその周知

第4条 化学物質の自律的管理

1. 化学物質の自律的管理体制において、事業者及び化学物質管理者は、それぞれ以下に示した責務を担う。
 - (1) 事業者の責務
事業者は、化学物質管理者に以下第2項から第8項の実施を指示し、その結果に関しては全ての責務を担う。
 - (2) 化学物質管理者の役割
化学物質管理者は、事業者の指示のもと、責任を持って以下第2項から第8項に記す自律的管理を行うこと。
なお、必要に応じて、化学物質管理者は化学物質管理について事業者に助言する役割を担う。
2. 従業者を雇用した場合や作業内容を変更した場合には、従業者が従事する業務に関する安全や衛生の確保のため、以下に掲げる内容について必要な教育を遅滞なく実施すること。
 - (1) ネイル製品に含まれる化学物質等の危険性や有害性及び取り扱い方法に関すること。

- (2) 換気装置やグローブ、保護メガネなどの保護具の性能、取り扱い方法に関すること。
 - (3) 化学物質を含むネイル製品を扱う業務の手順に関すること。
 - (4) 化学物質を含むネイル製品を扱う業務開始時の点検に関すること。
 - (5) 業務に関連して発生するおそれのある事故や疾病の原因及び予防に関すること。
 - (6) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
 - (7) 突発的な事故が起きた際における応急措置及び退避に関すること。
 - (8) その他、業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
3. 従業者が化学物質を取り扱う際にその化学物質の危険性や有害性の確認ができるように、マニュアルに記載した安全データシート等を備え付けること。また、従業者は化学物質を取り扱う際に安全データシートにより、その化学物質の危険性や有害性を確認すること。
 4. リスクアセスメント対象物のリスクアセスメントの結果等に基づき、健康障害を防止するため、代替物の使用等の必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に従業者がばく露される程度を最小限度にすること。
 5. リスクアセスメント対象物のうち、厚生労働大臣が定めた濃度基準値のある化学物質については、従業者がこれらの物にばく露される程度を、濃度基準値以下とするための対策を講ずること。
 6. リスクアセスメント対象物以外の化学物質について、リスクアセスメントの結果等に基づき、従業者の健康障害を防止するため、代替物の使用等の必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物以外の化学物質にばく露される程度を最小限度にするよう努めること。
 7. 皮膚もしくは眼に障害を与えるおそれがある化学物質を含む製品を取り扱う場合には、グローブや保護メガネ等の適切な保護具を使用させること。
 8. 安全又は衛生に関する事項について、従業者の意見を聴くための機会を設けること。

第5条 リスク低減措置

1. 事業者は、化学物質管理者が実施したリスクアセスメントの結果、許容できないリスクの恐れがあると判断した場合には、以下に示した優先度を考慮してリスク低減措置を実施すること。
 - (1) 代替物の使用、揮発性物質を含んだゴミ等の発散源の密閉化、使用条件(温度など)の変更
 - (2) 換気及び換気装置の強化
 - (3) 作業手順の改善及び作業時間の短縮
 - (4) グローブ、保護メガネ等の適切な使用
2. 事業者は、講じたリスク低減措置について、従業者の意見を聴くための機会を設けること。

第6条 記録等

1. 事業者がリスクアセスメントを実施した場合、化学物質管理者は以下の事項について記録を作成し、次回リスクアセスメントを実施するまで保管するとともに、具体的な内容について、掲示や書面等で従業者に周知すること。なお、記録の作成は化学物質管理者に指示された者が行ってもよい。
 - (1) リスクアセスメント対象物となった製品名及び化学物質の名称
 - (2) 対象業務の内容
 - (3) リスクアセスメントの結果
 - (4) リスクアセスメントの結果に基づき実施したリスク低減措置の内容
2. 事業者は、以下の事項について一年に一回、定期的に記録を作成し、その記録を三年間保管すること。また、リスクアセスメント対象物を取り扱う業務に従事する従業者に対して、以下(1)及び(3)の事項については、掲示物や書面等で周知させること。なお、事業者により選任された化学物質管理者が行ってもよい。
 - (1) リスク低減措置の状況
 - (2) 従業者のリスクアセスメント対象物における、ばく露の状況
 - (3) 実施したリスク低減措置について、従業者から意見を聴取した状況

附則(抄)

本規程は2024年2月1日より施行する。



NPO 日本ネイリスト協会
法人
Japan Nailist Association
Non-Profit Organization